

静岡県の地域福祉を考えるブロック会議

改正社会福祉法が目指す 地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制の整備について



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

(併・生活困窮者自立支援室、地域共生社会推進室)

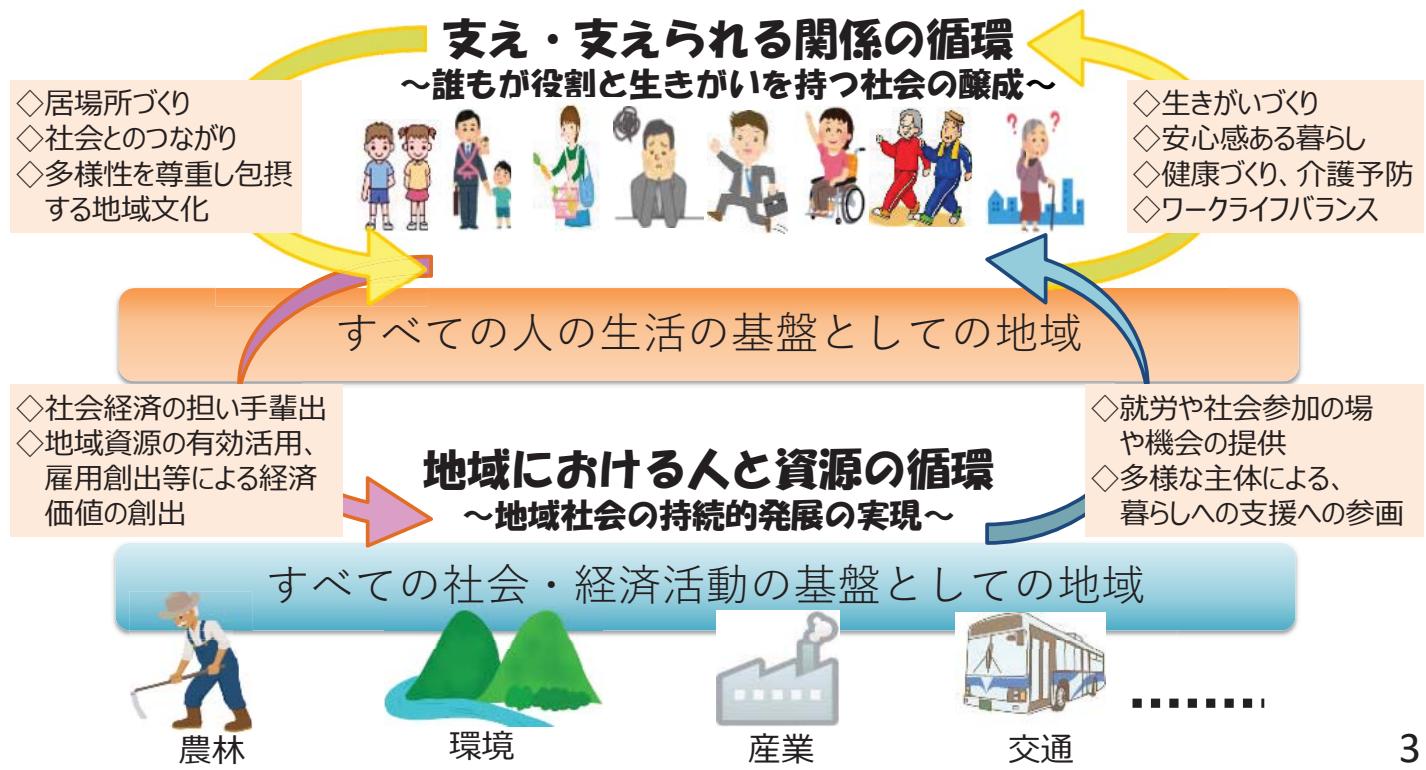
地域福祉専門官 玉置 隼人

1

1. 地域共生社会の概要

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



3

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

4

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「[新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン](#)」(「[新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT](#)」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「[ニッポン一億総活躍プラン\(閣議決定\)](#)」に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 [社会福祉法改正案\(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案\)](#)を提出
「[「地域共生社会」の実現に向けて\(当面の改革工程\)](#)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 [改正社会福祉法の施行](#)
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 [社会福祉法等改正法案\(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案\)](#)を提出
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

5

2. 平成29年改正の概要

6

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定 《第4条第2項／第5条／第6条第2項／第106条の2》

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 《第106条の3》

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - (*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、N P O 法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実 《第107条／第108条》

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

7

改正社会福祉法（第4条） [平成30年4月施行]

(地域福祉の推進)

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」といふ。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」といふ。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

8

○社会福祉を目的とする事業を経営する者の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるよう⁹にその事業の実施に努めなければならない。

○国及び地方公共団体の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条では、事業者に地域住民等と連携して地域福祉の推進に取り組むことを追記している。第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

9

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

※ 条全体が今回の改正による新設／〔 〕は追記

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業 〔地域包括支援センターの総合相談〕
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 〔障害者相談支援〕
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業 〔利用者支援事業〕

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

10

(包括的な支援体制の整備) ※ 条全体が今回の改正による新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、(3)相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

11

※下線部は、今回の改正・新設部分

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

12

※下線部は、今回の改正・新設部分

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

13

3. 地域共生モデル事業

14

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算案：39億円

(令和元年度予算額：28億円)

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

実施主体：市町村 補助率：3／4

(参考：実施自治体数 平成28年度：26 年度：85

平成30年度：151 令和元年度：208

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

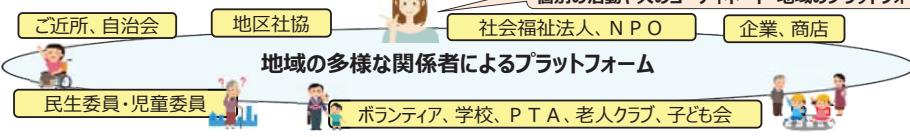
- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新 ◆地域づくり（個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施）

※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業

(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営

- ・相談の受け止め
- ・個別の活動や人のコーディネート・地域のプラットフォームづくり



地域における他分野

まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

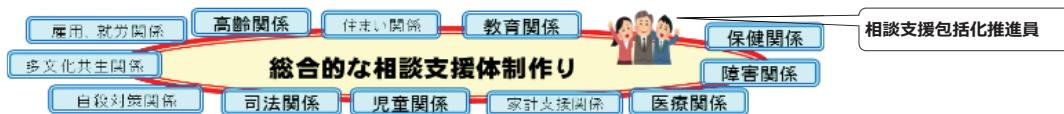
(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新 ◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

15

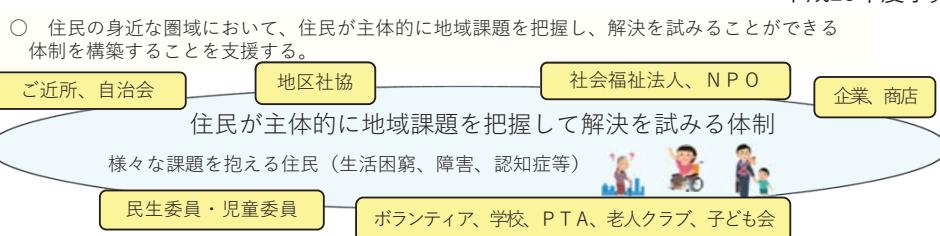
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

令和元年度予算 28億円 (208実施自治体)

平成30年度予算 26億円 (151実施自治体)

平成29年度予算 20億円 (85 実施自治体)



地域における他分野

まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

- [1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)
- [2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

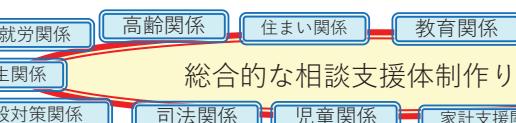
ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のシナジー化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

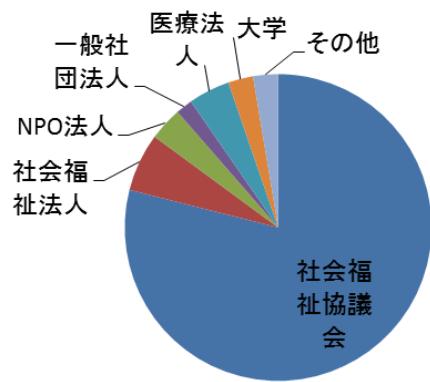
地域力強化推進事業における委託の有無・委託先種別(平成30年度)

委託の有無

種別	自治体数	割合(事業実施自治体数対比)
直営(委託なし)	16自治体	13. 2%
委託(一部委託・補助等含む)	105自治体	86. 8%
事業実施自治体数	121自治体	100. 0%

委託先の種別 ※

種別	団体数	割合 (事業受託団体数対比)
社会福祉協議会	91団体	79. 1%
社会福祉法人	7団体	6. 1%
NPO法人	4団体	3. 5%
一般社団法人	2団体	1. 7%
医療法人	5団体	4. 3%
大学	3団体	2. 6%
その他	3団体	2. 6%
事業実施団体数	115団体	100. 0%

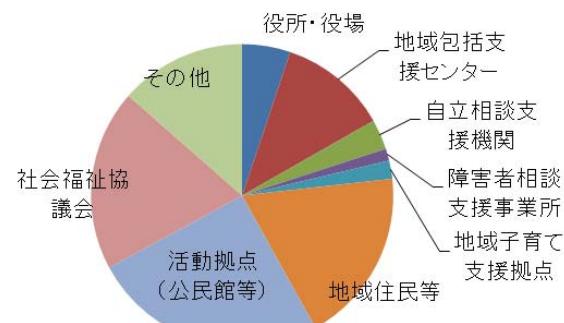


※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別ごとの割合の合計は委託割合と一致しない

17

地域力強化推進事業における「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の設置場所(平成30年度)

種別	自治体数※	割合 (事業実施自治体数 対比)
役所・役場	8自治体	6. 6%
地域包括支援センター	18自治体	14. 9%
自立相談支援機関	5自治体	4. 1%
障害者相談支援事業所	2自治体	1. 7%
地域子育て支援拠点	3自治体	2. 5%
地域住民等	29自治体	24. 0%
活動拠点(公民館等)	39自治体	32. 2%
社会福祉協議会	30自治体	24. 8%
その他	21自治体	17. 4%



※複数の種別に設置する自治体があるため、事業実施自治体数の合計と一致しない

※新規自治体のうち、設置場所を検討中の自治体が複数あるため、すべての自治体の状況を反映していない

18

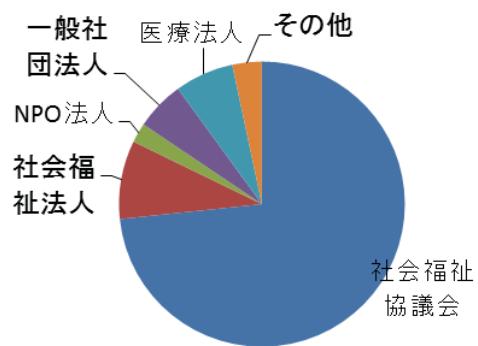
多機関の協働による包括的支援体制構築事業における委託の有無・委託先種別 (平成30年度)

委託の有無

種別	自治体数	割合(事業実施自治体数対比)
直営(委託なし)	34自治体	29. 1%
委託(一部委託・補助等含む)	83自治体	70. 9%
事業実施自治体数	117自治体	100. 0%

委託先の種別

種別	団体数	割合 (事業受託団体数対比)
社会福祉協議会	66団体	73. 3%
社会福祉法人	8団体	8. 9%
NPO法人	2団体	2. 2%
一般社団法人	5団体	5. 6%
医療法人	6団体	6. 7%
その他	3団体	3. 3%
事業実施団体数	90団体	100. 0%

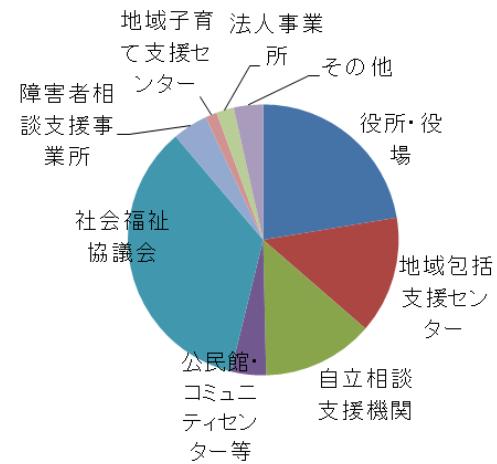


※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別ごとの割合の合計は委託割合と一致しない
※平成30年度の協議書をもとに作成(事業の実施状況により変更になる可能性あり)

19

多機関の協働による包括的支援体制構築事業における相談支援包括化推進員の配置場所(平成30年度)

種別	自治体数※	割合 (事業実施自治体数対比)
役所・役場	32自治体	27. 4%
地域包括支援センター	20自治体	17. 1%
自立相談支援機関	19自治体	16. 2%
公民館・コミュニティセンター等	6自治体	5. 1%
社会福祉協議会	50自治体	42. 7%
基幹型相談支援センター	0自治体	0. 0%
障害者相談支援事業所	6自治体	5. 1%
地域子育て支援センター	2自治体	1. 7%
法人事業所	3自治体	2. 6%
その他	5自治体	4. 3%



※複数の種別に設置する自治体があるため、事業実施自治体数の合計と一致しない

※新規自治体のうち、設置場所を検討中の自治体が複数あるため、すべての自治体の状況を反映していない

20

4. 検討会概要資料

21

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
池田 洋光 高知県中土佐町長
池田 昌弘 NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
大原 裕介 社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
加藤 恵 社会福祉法人半田市社会福祉協議会
半田市障がい者相談支援センター センター長
菊池 馨実 早稲田大学法学学術院 教授
佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）
助川 未枝保 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長
立岡 学 一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事

田中 滋 埼玉県立大学 理事長
知久 清志 埼玉県福祉部長
野澤 和弘 一般社団法人スローコミュニケーション 代表
植草学園大学 客員教授
原田 正樹 日本福祉大学 副学長
平川 則男 日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
堀田 智子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
本郷谷 健次 千葉県松戸市長
宮島 渡 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
◎ 宮本 太郎 中央大学法学院 教授
室田 信一 首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授
(◎ : 座長)

4 審議スケジュール・開催状況

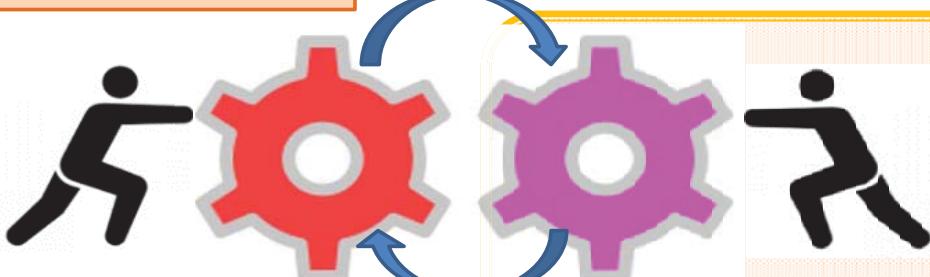
- (第1回) 2019年 5月16日（木） 地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日（火） 関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日（木） 包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日（金） 包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日（火） 中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日（火） 新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日（木） 包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日（月） これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日（火） 最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

22

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

26

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

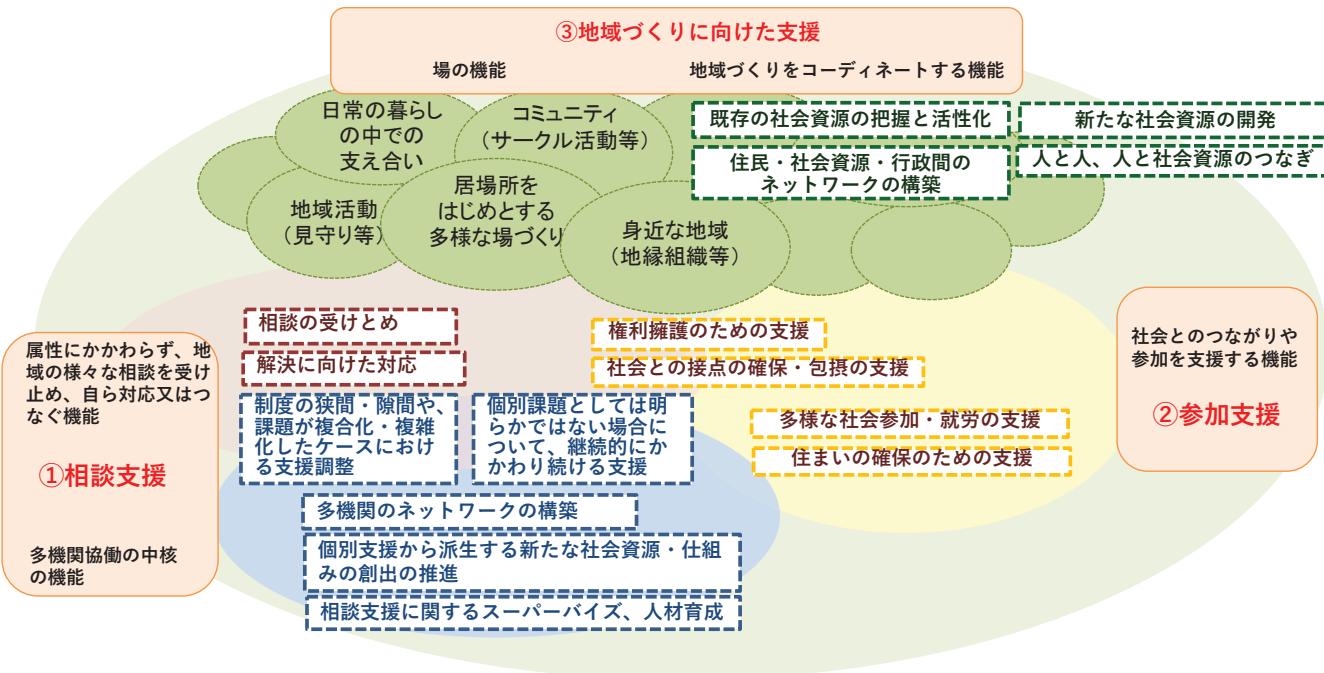
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人ととのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摶が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摶の観点が重要。

27

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を創設
①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



28

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

重層的支援体制整備事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設
- 事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援の実施（市町村による断らない相談支援体制の構築）

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

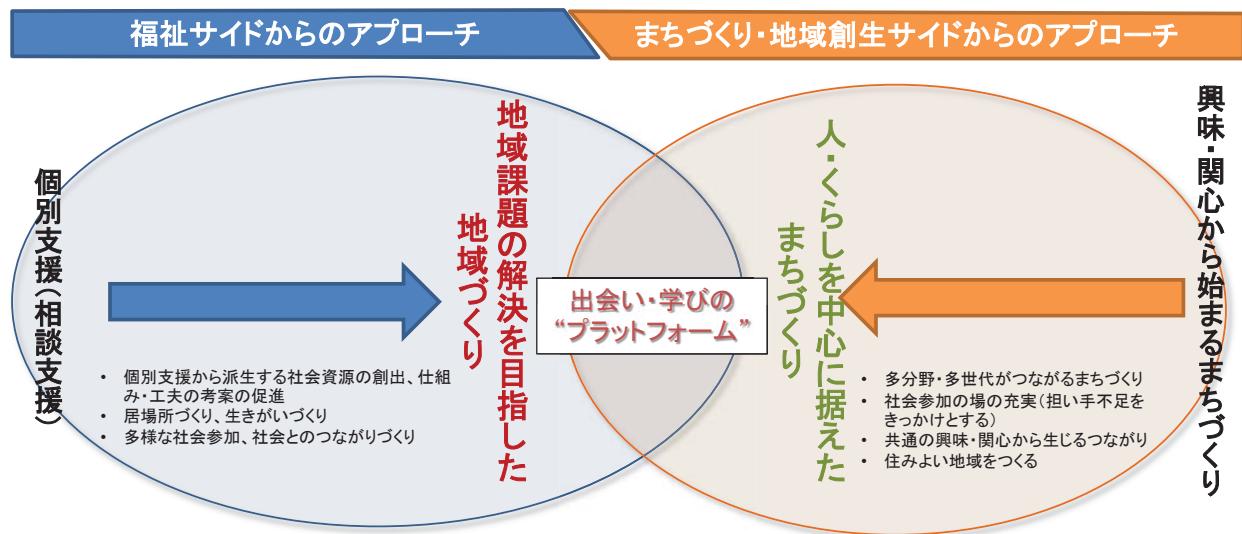
- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

29

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



37

相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	<ul style="list-style-type: none"> 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

38

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
- 介護保険制度の地域支援事業
 - 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - 健康増進事業
 - その他の国庫補助事業
 - 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

39

(参考)モデル事業における複合的課題等の実事例

- 多機関協働モデル事業を実施する自治体等に対し、顕在化しがたいニーズ(「8050」や「ごみ屋敷」状態にある者など)の把握を依頼したところ、関係機関が、8050問題、親の介護と子育てを同時にしているダブルケア、不登校、ひきこもり、ニート、ごみ屋敷等複合的課題を抱える事例を把握しており、ケースによっては、対応に苦慮している様子が明らかになった。

県市名(人口)	調査の概要(手法等)	調査結果の概要
山形県山形市 (25万3千人)	市内全ての地域包括支援センター(13か所)および居宅介護支援事業所(66か所)に対し、調査票を送付(回収率70%)。	「8050」を、「65歳以上の親と、無職で親の年金で生活する子がいる世帯」と定義。回答があった事業所(56か所)において、支援をしている6,198世帯のうち、132世帯(2.1%)に該当世帯があった。このうち、約半数はケアマネジャー等が対応に苦慮しており、今後、「福祉まるごと相談員」(相談支援包括化推進員)と連携して支援することとしている。
栃木県栃木市 (16万人)	市内の居宅介護支援事業所53か所のうち15か所、相談支援事業所21か所のうち4か所に対し訪問。後日、調査票を回収。	①親の介護と子育てを同時にしている:35世帯。②80歳以上の親と50代の無職未婚の子が同居している:75世帯。③不登校、引きこもり、ニートなど18~20歳の生活支援を必要としている:14人。④障害の疑いがあるが手帳申請や受診を拒否:53人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:65世帯。
三重県名張市 (8万人)	市内全ての「まちの保健室」(直営による地域包括支援センターのブランチ)全15か所に照会。	①親の介護と子育てを同時にしている:32世帯。②65歳以上の親と50代前後の無職未婚の子が同居している:19世帯。③18~20歳で、児童養護施設を利用したくて年齢要件で利用できない:2人。④支援拒否がある:22人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:36世帯。
三重県伊賀市 (9万4千人)	全ての地区民児協に依頼し、全民生委員・児童委員に調査票を配布。(回収率93%)	①ひきこもり状態やニートであると思われた人:132人。②生活困窮状態で何らかの福祉的支援が必要と思われるが、支援を受けていない人:40人。
大阪府豊中市 (40万4千人)	社協を除く「福祉ごみ処理プロジェクト」に参画する機関(※)に調査票を配布。	「ごみ屋敷」を176件把握し、多機関連携のない137件について改善が図られていなかった。(※地域福祉課、消防局、保健予防課、障害福祉課、高齢者支援課、福祉事務所、環境業務課、住宅課、地域包括支援センター、社協)

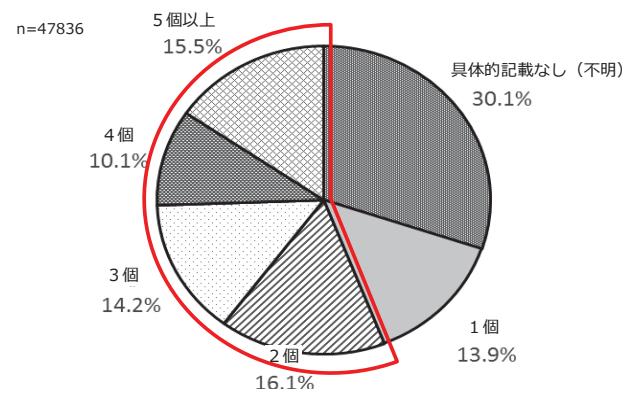
各制度等における複合的課題等について① (生活困窮者自立支援制度)

- 相談に訪れる人の抱える課題は経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

43

みずほ情報総研株式会社「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業報告書」を基に、厚生労働省・社会・援護局 地域福祉課にて作成

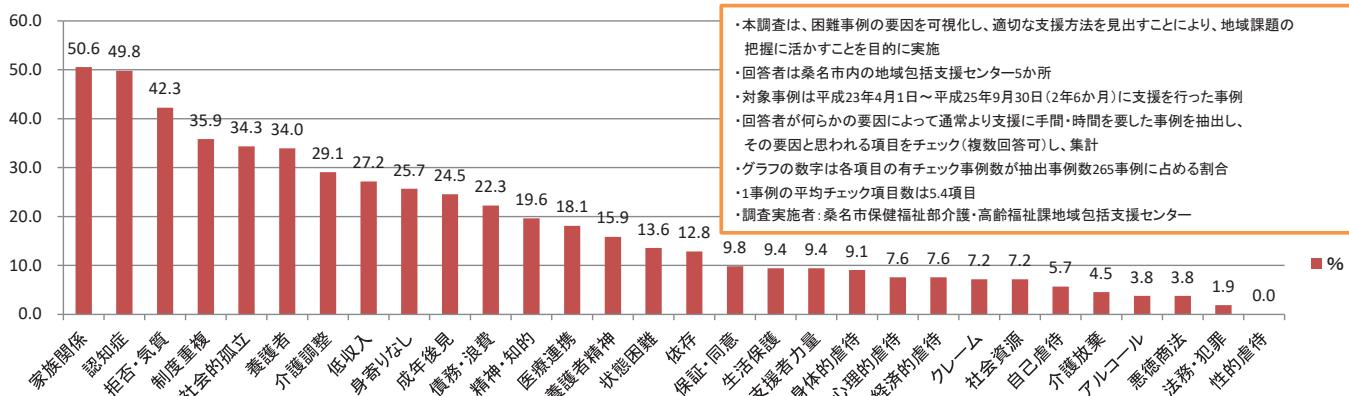
各制度等における複合的課題等② (介護保険制度(桑名市地域包括支援センターの調査を例に))

- 地域包括支援センターにおける困難事例(何らの要因によって通常より支援に手間・時間を要した事例)の要因を調査。
- その調査結果によれば、
 - ① 家族関係、認知症、拒否・気質等多様な要因が挙げられるとともに、
 - ② 1事例あたり平均5.4項目の要因(抽出事例265事例に対し要因項目1,437項目)となっており、複数の要因が複雑に絡み合い、事例への対応をより困難化している状況が見られる。
- また、調査結果から、地域課題として、家族、親族、地域との関係が希薄で支援者の不在の事例が困難化している状況等(※)が見えてきている。

(※)調査結果から見えてきた地域課題

①家族、親族、地域との関係が希薄で支援者が不在の事例が困難化している、②支援にあたる家族、親族の不在は、医療同意、身元保証、身元引受で支障をきたしている、③支援にあたる家族、親族の不在に本人や養護者の認知症、精神疾患、拒否・気質等がある、④複数の要因が絡み合って事例をより困難化させている、⑤解決には経済状況の改善、制度の重複利用、法律職との連携等、専門外の支援が必要、⑥通常の支援では経験しない分野の課題、支援担当者が明確でないグレーディングの存在、セーフティネット機能の発動、限られた時間での対応等、少数でも難易度の高い事例がある

桑名市における困難事例要因調査結果 ~細分類項目別~ (2013.11.1調査)



出典:「高齢者世帯の困難事例に関する要因等に関する調査」中間報告書(桑名市地域包括支援センター)

44

各制度等における複合的課題等③

(障害者総合支援制度(埼玉県での調査を例に))

- 障害者に対する相談支援について、その体制に関する実態調査によれば、
 - ・2008年度調査と2018年度調査を比較すると、困難事例の問題領域は各分野において総じて拡大し、虐待、ひきこもり、学校教育の順で拡大幅が大きくなっている。
 - ・また、障害福祉分野以外の学校教育、ひきこもり、住居、人間関係、収入といった分野も拡大しており、相談支援事業において、他分野に関する対応困難事例が増加している状況が見られる。

埼玉県での相談支援体制実態調査の概要

○2008年度調査

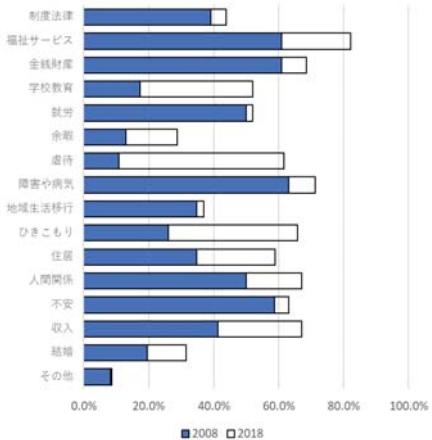
- ・埼玉県内の相談支援事業所の2007年度実績を調査
- ・委託相談支援事業所67事業所の内52事業所が回答

○2018年度調査

- ・埼玉県内の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の2017年度実績を調査
- ・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所、91事業所が回答
- ・基幹のみ2事業所、基幹と委託16事業所、委託のみ71事業所、2事業所が不明

分析結果

(1) 困難事例の問題領域の比較



問題領域	2008	2018
制度法律	39.1%	43.8%
福祉サービス	60.9%	82.2%
金銭財産	60.9%	68.5%
学校教育	17.4%	52.1%
就労	50.0%	52.1%
余暇	13.0%	28.8%
虐待	10.9%	61.6%
障害や病気	63.0%	71.2%
地域生活移行	34.8%	37.0%
ひきこもり	26.1%	65.8%
住居	34.8%	58.9%
人間関係	50.0%	67.1%
不安	58.7%	63.0%
収入	41.3%	67.1%
結婚	19.6%	31.5%
その他	8.7%	8.2%

(2) 問題領域の数の平均値

困難事例ありと回答した事業所(2008年46事業所、2018年73事業所)を対象に、問題領域数の平均値を分析した結果、10年間で2領域増加している傾向にあった。

年	平均値
2008年	6.4
2018年	8.6

埼玉県が相談支援体制整備事業において実施した実態調査を基に、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課にて作成

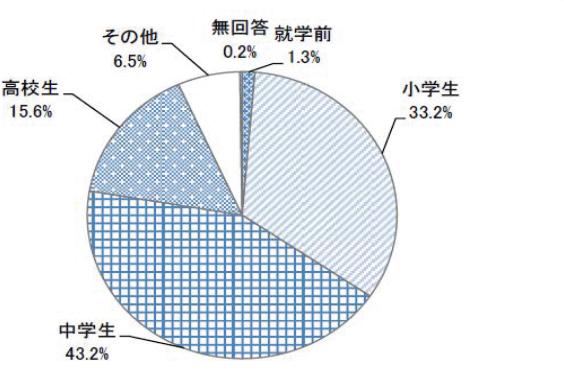
45

各制度等における複合的課題等④

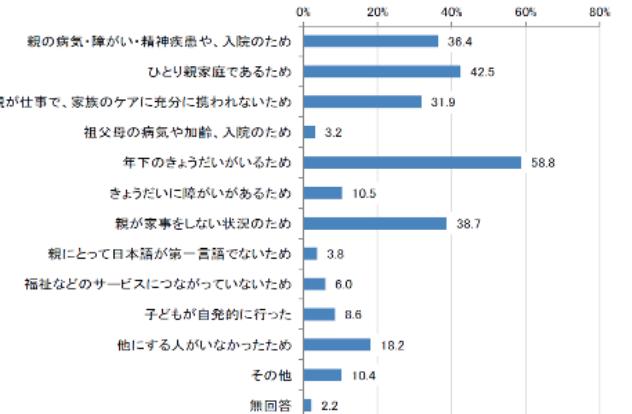
(子ども分野(ヤングケアラーの調査を例に))

- 家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子ども(ヤングケアラー)の実態調査によれば、就学前の子どもであったり、精神疾患や依存症などの母や父のケアをしている子どもなども見られ、多様な状況がうかがわれる。
- また、同調査における支援団体からのヒアリング結果によれば、以下のような現状と課題が認識されており、その世帯が孤立化しやすい状況にあるとともに、子どものみならずその世帯全体の課題に対するアプローチが求められている。
 - ・子ども自身が声をあげることが難しい。精神疾患について、社会の理解が進んでいるとは言えない現状もあり、より語られない、孤立しやすい
 - ・家族構成の把握まではするが、家族ひとりひとりの状況を把握するまでには至らず、家族のケアまでは考えられていない。ただ最近は、アウトリーチが少しずつ増え、生活の場が見えてきたので、家族のケアの視点も徐々に広がりつつあるのではないかと感じる
 - ・今は、親の支援と子どもの支援が分かれており、連携ができていないと感じている。ケア対象者の症状の種別に関わらず、教育、医療、保健、福祉等が横断的につながることが必要である

ヤングケアラーの子どもの属性(学年) (n=906)



ケアをすることになった理由(複数回答) (n=906)



三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「平成30年子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」を基に、厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課にて作成

46

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須／任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要／機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村(委託可)	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
困窮	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3職種の支援員(人員)の配置(小規模自治体等において兼務は可能)	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所(市町村地域生活支援事業)	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村(委託可、複数市町村による共同実施可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)	市町村(委託可、複数市町村による設置可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所(利用者支援事業)	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員(専任職員)を1名以上配置	市町村(委託可)	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たつての助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整 等
	子育て世代包括支援センター(法律上の名称:母子健康包括支援センター)	任意(努力義務)	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村(委託可)	母性並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

47

「断らない相談支援」に必要な機能

令和元年12月26日
地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ(概要)資料

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパー・ビジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし(時間をかけたアセスメント)や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の2つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時等とする。

48

5. 地域共生社会の実現のための 社会福祉法等の一部を改正する法律

～改正社会福祉法の概要～

49

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

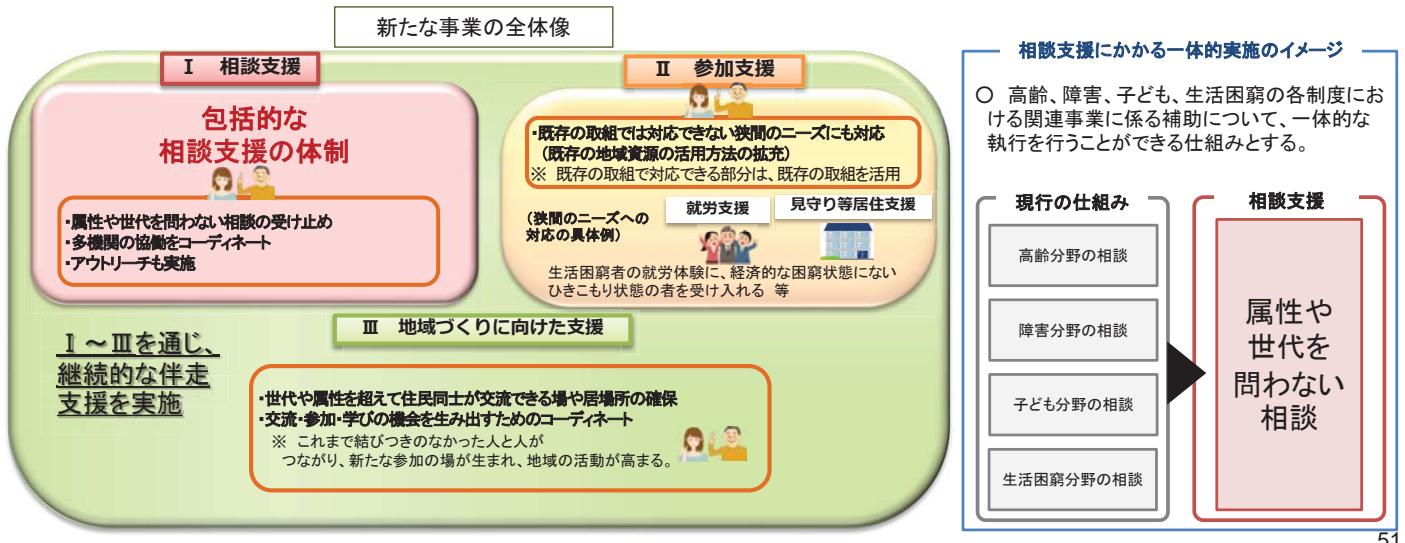
50

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を実施する事業を創設する。
 - ー 事業実施の際には、I ~ IIIの支援は全て必須
 - ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一體的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する**。

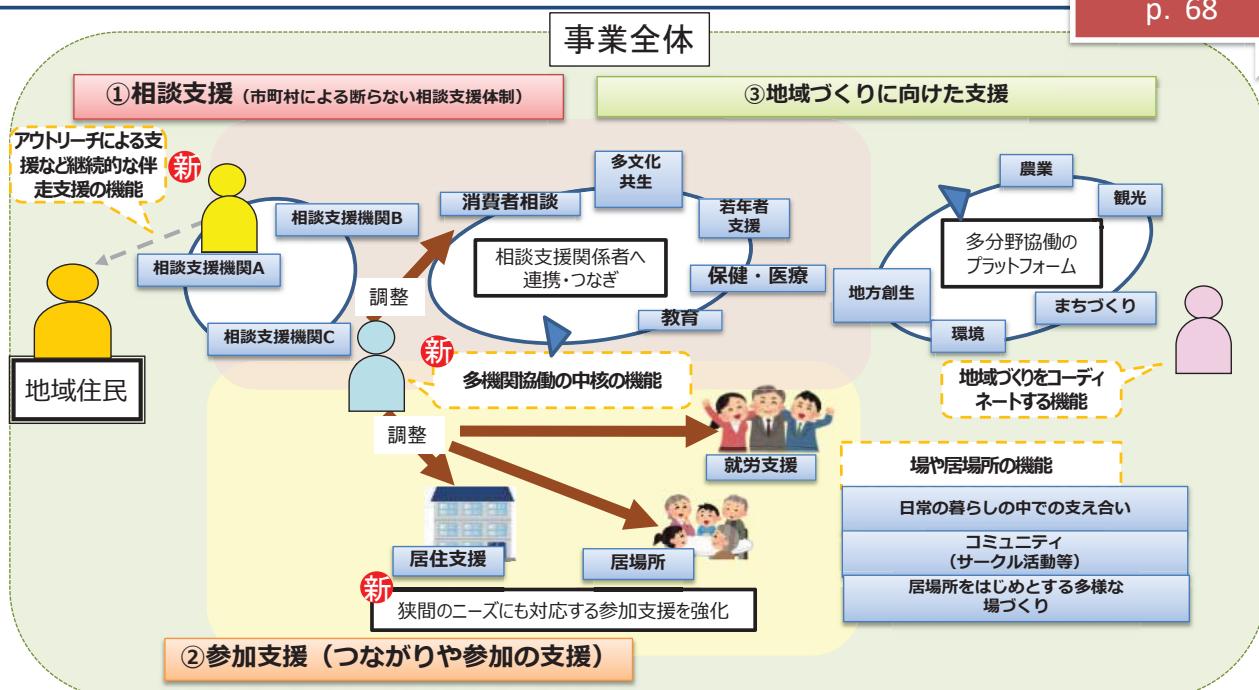


51

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 重層的支援体制整備事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。

p. 68



56

重層的支援体制整備事業の具体的な枠組み

◆相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯を取りまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

–住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

–ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

現行の仕組

高齢分野の相談
障害分野の相談
子ども分野の相談
困窮分野の相談

相談支援

属性や世代を問わない相談
新 多機関協働の中核
新 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

現行の仕組

困窮分野の任意事業 (就労準備支援、家計改善支援等)
○○ (高齢分野の事業)
○○ (障害分野の事業)
○○ (子ども分野の事業)
⋮

参加支援

困窮分野の任意事業 (就労準備支援、家計改善支援等)
○○ (高齢分野の事業)
○○ (障害分野の事業)
○○ (子ども分野の事業)
⋮

新 狹間のニーズにも対応する参加支援
既存のニーズに働きかけ
ニーズに応じて既存の地域資源も活用

※ 地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。

③地域づくりに向けた支援

現行の仕組

高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

57

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ（訪問）支援、多機関協働、支援プランの作成を第4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	二		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	二		【子ども】地域子育て支援拠点事業
	柱書き		【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ（訪問）支援 継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

58

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等) 設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	687市町村	846カ所 (平成31年4月時点)
		義務的実施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的実施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

59

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】 …地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業
 【出会い、参加する場・居場所の確保】 …通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
					負担割合			
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員、協議体の設置))	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1,741市町村	—
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施	(交付税)		×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3,038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・地域子育て支援拠点事業を含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的絏費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※「地域支援加算」のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行な取組部分)	653カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的絏費 (補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	477市町村 ※「地域支援加算」のうち、多様な世代との連携等の取組部分)	1,327カ所 (平成30年度交付決定カ所数)

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。

例)障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

60

国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙
- ②裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

	対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均5/100
	第3号 【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号 【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/4
裁量的経費	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
	【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/3以内
	【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業	地域づくりに向けた支援	1/2以内
	新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	(参考) 現行のモデル事業では、国が3/4の補助を行っている。	今後調整
	新 アウトリーチ（訪問）支援 継続的に繋がり続ける機能		
	新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

61

都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

○重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
- ②裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

	対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号 【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号 【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
	【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/3以内
	新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	(参考) 現行のモデル事業では、国が3/4の補助を行っている。	今後調整
	新 アウトリーチ（訪問）支援 継続的に繋がり続ける機能		
	新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

(注) 困窮分野については
都道府県の法定負担なし 62

新たな事業の財政支援について①

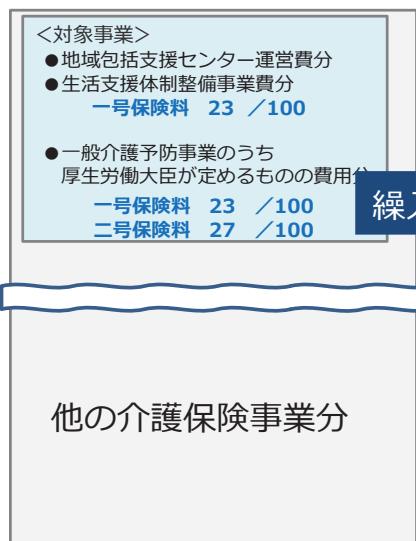
	事業名	社会福祉法の事業根拠	負担割合	社会福祉法の支出根拠
相談支援	介護 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	第106条の4 第2項 第1号イ	国 38.5 /100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23 /100	第106条の8 第3号 第106条の9 第2号 第106条の10 （※次頁参照）
	障害 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	第106条の4 第2項 第1号ロ	国 50/100 以内 都道府県 25/100 以内	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号
	子ども 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	第106条の4 第2項 第1号ハ	国 1/3 以内 都道府県 1/3 以内	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号
	困窮 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	第106条の4 第2項 第1号ニ	国 3/4	第106条の8 第4号
支参加	新規 参加支援	第106条の4 第2項第2号	予算の範囲内交付 (R 3年度に向けて今後予算要求)	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号（今後調整）
地域づくり	介護 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの ※通いの場を想定	第106条の4 第2項 第3号イ	国 25 /100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 一号保険料 23 /100 二号保険料 27 /100	第106条の8 第1号・第2号 第106条の9 第1号 第106条の10 （※次頁参照） 第106条の10 （※次頁参照）
	介護 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項5号）	第106条の4 第2項 第3号ロ	国 38.5 /100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23 /100	第106条の8 第3号 第106条の9 第2号 第106条の10 （※次頁参照）
	障害 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項9号）	第106条の4 第2項 第3号ハ	国 50 /100 以内 都道府県 25 /100 以内	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号
	子ども 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	第106条の4 第2項 第3号ニ	国 1/3 以内 都道府県 1/3 以内	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号
	困窮 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	第106条の4 第2項第3号柱書	国 1/2 以内	第106条の8 第5号
新規	・伴走支援 ・支援プランの作成 ・多機関協働 ※支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施	第106条の4 第2項第4号、第5号、第6号	予算の範囲内交付 (R 3年度に向けて今後予算要求)	第106条の8 第5号 第106条の9 第3号（今後調整）

新たな事業の財政支援について

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村

市町村介護保険特別会計



市町村一般会計



国からの交付

都道府県からの交付

条文解説資料

65

改正社会福祉法（第4条） [令和3年4月施行]

○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。(新設)

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業（新設第106条の4）を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

66

○国、地方自治体の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において重層的支援体制整備事業(第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。)その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。**(新設)**

○国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たつて、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定
 ○重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

67

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

56

※条全体が今回新設

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

改正社会福祉法（第106条の4）② [令和3年4月施行予定]

新
支援
② 参加

③ 地域づくりに向けた支援

- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
- 二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に連関して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

- ・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりやすくなる
- ・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

69

改正社会福祉法（第106条の4）③ [令和3年4月施行予定]

新

包括的な支援体制を強化するための
新機能

- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5（略）

106条の3と106条の4の関係性

○106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。

○対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

70

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第106条の3第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、(3)相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

71

改正社会福祉法（第106条の8） [令和3年4月施行]

○市町村に対する交付金の交付

※条全体が今回新設

(市町村に対する交付金の交付)

第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額

二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号に規定する第一号被保険者（以下この号において「第一号被保険者」という。）の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより算定した額

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率（第百六条の九第二号及び第百六条の十第二号において「第二号被保険者負担率」という。）に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（の百分の五十に相当する額

四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定

①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙

②裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

72

○市町村の介護保険特別会計から一般会計への繰り入れ

(市町村の一般会計への繰り入れ)

※条全体が今回新設

第百六条の十 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第三条第二項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

- 一 第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額
- 二 第百六条の八第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

○重層的支援体制整備事業の事業費については市町村の一般会計で一体的に処理を行うこととするために、対象事業の介護保険料部分に関し、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる規定を新設する。

○なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

○地域福祉計画の記載事項

(市町村地域福祉計画)

※下線部は、今回の改正・新設部分

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行いう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画（第108条）についても基本的に同様の改正

○国及び地方自治体の責務（第6条第2項）の改正にも表れているように、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、地域福祉計画の記載事項とする。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

(仮)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の解決に向け
た取り組み (第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

包括的支援体
制構築事業
(モデル事業)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)